

埼玉県競輪事業検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県が実施する競輪事業の今後の展開について検討するため、埼玉県競輪事業検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の内容について検討する。

- (1) 競輪事業の経営に関すること
- (2) 競輪事業の活性化に関すること
- (3) 競輪のイメージアップに関すること
- (4) 包括民間委託に関すること
- (5) その他、競輪事業の今後の展開に関し必要と認める事項に関すること

(構成員)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が就任依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 企業関係者
- (3) スポーツ団体関係者
- (4) 地元関係者
- (5) 行政関係者

2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、主宰する。

2 委員会は、原則公開とする。ただし、委員会が公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、埼玉県総務部県営競技事務所において処理する。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、本要綱施行日から令和9年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。